



ヤフー株式会社と 災害に係る情報発信等に関する協定を締結

10月14日にヤフー株式会社との間で、「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結しました。

本協定は、町が提供した町内の避難勧告等の緊急情報を「Yahoo!防災速報」アプリを通じて配信する等の取組みを実施するものです。

この協定により、災害が発生するおそれがある場合や災害発生時に必要な情報を迅速に提供することが可能となり、町民生活の安心・安全の確保につながります。
※「Yahoo!防災速報」アプリによる初回配信を12月中旬に行う予定です。配信を受け取るためには、アプリをダウンロードし、通知を受け取る地域の設定で「鳩山町」を登録する必要があります。

※初回配信は、気象条件により、中止又は変更する場合があります。

【「Yahoo!防災速報」アプリのダウンロードは、<https://emg.yahoo.co.jp/>をご確認ください。】

▼スマートフォンをご利用の方は、下記のQRコードを読み取ると「Yahoo!防災速報アプリ」のダウンロードサイトへ移行します。



▲Android版



▲iOS版

■問合せ 役場総務課 ☎296-1214

令和2年度第8回認知症普及啓発コラム

自分にとって「楽しく、集中できる趣味探し」と認知症予防

認知症予防に趣味や特技が良い理由としては、2つの課題を脳が無意識に一度にこなすことにより、思考力や注意力、集中力を高め、脳が活性化されるためといわれています。また何より認知症予防に大事なことは、自分が楽しいと思っていることに集中することで、幸福感がみなぎることが脳には非常に良いとされています。

かつて現役時代に仕事に忙殺され、趣味に投じる時間が少なかった方は、定年後に「これから何か始めたい」と考えても、やりたいことや趣味を探すことは大変かもしれません。そこで、町地域包括支援センターと町保健センターのコラボ事業、「鳩山町運動・スポーツ習慣化促進事業」(下記参照)などに参加して、趣味探しをしてみるのはいかがでしょうか？

認知症検診フォローアップ事業講演会×鳩山町運動・スポーツ習慣化促進事業 認知症予防を学ぼう《脳科学者編》

認知症予防に効果がある、適度な運動や日々の健康づくりについて学べる講座です。ぜひご参加ください。

■演題 認知症を学ぼう《脳科学者編》

早めの診察と認知症予防

～毎日の心がけ、脳の活性化の方法～

■日時 令和3年1月23日(土)

(1回目)

時間：午前10時～11時30分

会場：地域包括ケアセンター地域の交流スペース

(2回目)

時間：午後1時30分～3時

会場：今宿コミュニティセンター集会所

※1回目、2回目とも同じ内容です。

■講師 日本医療科学大学 助教

鈴木研太氏(脳科学者)

■定員 各回40人

■申込み・問合せ 12月10日

(木)から令和3年1月15日(金)の期間に町地域包括支援センターにお申込みください(定員になり次第締め切りです)。

☎296-7700



参加者募集

さわやかで つくろう伸ばそう 元気のもと 令和2年度「さわやか健康教室」



いつまでも健康でいきいきと過ごすための三本柱の「運動・栄養・社会参加」のポイントをわかりやすく学ぶことができる講座です。

※この教室は、町地域包括支援センターと鳩山町健康づくりサポーターの会との協働事業で、東京都健康長寿医療センター研究所の支援のもと開催します。

■対象者 町内在住の65歳以上の方

■日程・内容 右記の表のとおり(全7回)

■会場 町地域包括ケアセンター

■時間 午前10時から11時(受付は午前9時20分から)※日程の①、⑥、⑦は午前10時～11時30分 ※受付後、血圧測定と体調の確認等を行います。

■参加費 無料

■申込み 12月11日(金)から22日(火)までに電話でお申し込みください。

■定員 10名(新規参加者を優先)

※持ち物は申し込み者に後日通知します(運動しやすしい服装でお越しください)。

日にち	内容(予定)
① 1月8日(金)	開講式、オープニングセミナー、体力測定
② 1月15日(金)	栄養講座
③ 1月22日(金)	コミュニケーション講座
④ 2月5日(金)	運動講座①
⑤ 2月16日(火)	運動講座②
⑥ 3月5日(金)	体力測定・健康づくりサポーター活動紹介
⑦ 3月12日(金)	歯と口の健康講座、次のステップについて、閉講式

※今後の新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の一部変更または中止等になる場合がございます。※5回以上出席された方に修了証書をお渡します。修了者は健康づくりサポーターとして活動することができます。

■申込・問合せ 町地域包括支援センター ☎296-7700

12月1日
～14日は
運動週間

「冬の交通事故防止運動」にご協力を

～人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県～(令和2年スローガン)

町では、「冬の交通事故防止運動」として、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、町民自身による交通環境や意識の改善に向けた取り組みを推進し、交通事故防止の徹底を目指します。

■実施期間 12月1日(火)～14日(月)(14日間)

■統一行動日

【12月4日(金)】

飲酒運転根絶の日・二輪車の交通事故防止の日

【12月10日(木)】

交通事故死ゼロを目指す日・夕暮れ時と夜間の事故防止の日

■重点目標

【鳩山町内】

①夕暮れ時、早めのライト点灯

②交差点における交通事故防止

③自転車利用者の運転マナーの向上

【埼玉県内】

①夕暮れ時と夜間の交通事故防止

②飲酒運転の根絶及び危険運転等の防止

③二輪車の交通事故防止

■問合せ 役場産業環境課 ☎296-5894



新型コロナウイルスとインフルエンザ

発熱などの症状がある場合の受診方法が変わりました

身近な医療機関で、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ両方の診療・検査が受けられます。発熱などの症状がある場合には、県のホームページなどで公表している、県指定の医療機関に

必ず事前予約の上、受診してください。

■問合せ 埼玉県受診・相談センター

☎048-762-8026

県民サポートセンター ☎0570-783-770



県指定診療・検査医療機関はこちら



対象の方はご利用ください

3つの医療費支給制度

こども医療費支給制度



お子さんが医療保険制度で診療を受けた場合に、保険診療による一部負担金を支給します。なお、健康保険組合等から支給される高額療養費や附加給付金、他の法令等による給付がある場合は、その額を控除した支給となります。

■対象 中学校修了前まで（15歳到達後最初の年度末まで）の各種健康保険制度に加入しているお子さん

ひとり親家庭医療費支給制度

ひとり親家庭（母子・父子）等の皆さんが、医療保険制度で診療を受けた時、支払った医療費の一部が申請に基づき支給される制度です。

■対象 ひとり親家庭、両親のどちらかに一定以上の障がいがある家庭、もしくは両親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭等と子ども（18歳になった年の年度末まで。なお、子どもに障がいがある場合は20歳まで支給されます。）
※児童扶養手当制度に準じた所得制限があります。

重度心身障害者医療費支給制度

心身に重度の障がいのある方が、医療機関などで受診した際の医療費の一部負担金等を助成する制度です（所得制限あり）。

■対象 身体障害者手帳1級から3級、4級（一部）所持者、療育手帳A、B所持者、精神障害者保健

福祉手帳1級所持者、65歳以上で後期高齢者医療制度の障がい認定を受けた方

※65歳以上で新たに重度心身障がい者となった方は助成の対象となりません。

上記の3つの制度は、保険外費用（健康診断、予防接種、薬の容器代、入院時の差額ベッド代等）や学校等でのけがなどにより災害給付金（スポーツ共済）が支給される場合は「支給対象外」となります。また、加入されている健康保険からの附加給付金や高額療養費が支給される場合は、その額を控

除して支給します。「こども医療費支給制度」及び「重度心身障害者医療費支給制度」については、鳩山町協定締結医療機関等で受診された場合、保険証と受給資格証を提示することにより、窓口での支払いが不要となります。

適正受診のご協力およびジェネリック医薬品の利用をご検討ください

今後も制度の運営を維持するため、皆さんのご協力をお願いします

- ◆緊急の場合を除き、平日の時間内に受診しましょう。
- ◆同じ病気で複数の医療機関を受診する「重複受診」は、同じ検査を繰り返すなど医療費の無駄となります。安心して相談できる「かかりつけ医」をもちましょ。
- ◆ジェネリック医薬品（後発医薬品）を利用しましょう。ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）と同じ有効成分で製造された薬のことで

す。ジェネリック医薬品の品質・有効性・安全性は、新薬と同等であると厚生労働省が認めています。（すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。かかりつけ医や薬剤師にご相談ください。）
ジェネリック医薬品を使用することにより、一人ひとりの自己負担や医療保険財政の改善、医療費抑制のほか、医療費支給制度の負担軽減につながります。この機会に、かかりつけ医や薬剤師にご相談の上、ジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

パブリックコメント

「第8期鳩山町高齢者福祉総合計画（素案）」 「第6期鳩山町障がい者福祉計画（素案）」に関する意見を募集します

町では、町民の皆さんのご意見等を計画に反映させるため、計画素案に関するご意見等を募集します。寄せられたご意見などは各計画策定委員会等で検討し、最終的な計画づくりを進めます。

■閲覧・貸出先 役場長寿福祉課、役場東出張所、地域包括支援センター、町立図書館、町社会福祉協議会、鳩山支援センターはばたき、ニュータウンふくしプラザで閲覧・貸出ができます。
また、町ホームページ（<http://www.town.hatoyama.saitama.jp/>）でも計画素案を閲覧できます。

鳩山町 パブリックコメント 検索

■募集方法 ご意見等を文書にまとめ、直接持参（土・日・祝日・年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分まで）、郵送、FAXまたはEメールで送つ

てください。様式は自由ですが、住所（在勤の方は会社名と所在地、在学の方は学校名と所在地を明記）、名前、電話番号及び利害関係を有する方は利害内容を必ず記載してください。※期限内必着となります。

■募集期間 12月17日（木）～令和3年1月18日（月）
■提出先・問合せ 〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16 鳩山町役場長寿福祉課

【鳩山町高齢者福祉総合計画に関すること】
介護保険担当 ☎ 296-1210（直通）FAX 296-3390
Eメール h190@town.hatoyama.lg.jp

【鳩山町障がい者福祉計画に関すること】
地域福祉・障害者福祉担当 ☎ 296-1241（直通）
FAX 296-3390 Eメール h140@town.hatoyama.lg.jp



公募します！ 福祉健康・多世代交流複合施設運営協議会委員

町では、鳩山町福祉健康・多世代交流複合施設（はーとんスクエア）の適切かつ円滑な運営を図るため、運営協議会を設置しています。この度、地域の皆さんの幅広い意見を反映させるため、委員を公募します。

- 応募資格 次のすべてに該当する方
 - ①本町に引き続き1年以上住所を有する方
 - ②令和2年12月1日現在において、満20歳以上の方
 - ③応募日現在において、本町の審議会等の2件以上の公募委員となっていない方
 - ④原則として、過去の審議会等の公募委員就任回数が5回以上でない方
 - ⑤福祉や多世代交流などに興味のある方

■募集人数 3名
■報酬等 会議出席1回につき2,000円（年2回程度会議を開催予定。令和2年度中1回予定）
■任期 令和3年1月1日～令和4年12月31日（2年間）

■応募方法 役場長寿福祉課・町地域包括支援センターに備えてある応募用紙に必要事項を明記し、12月10日（木）から24日（木）（必着）の期間に、前記のいずれかに持参（土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）・FAX・郵送いずれかの方法で提出してください。

※FAX・郵送の場合は町地域包括支援センターまで
■委員の決定 応募者が定員に満たない場合は、応募資格を確認の上、原則として応募者を委員に決定します。また、募集人数を超えた場合は、公開抽選により委員を決定します。結果については、応募者全員にお知らせします。

■公開抽選 12月25日（金）午前10時から、町地域包括ケアセンター研修室で行います。
■問合せ 〒350-0313 鳩山町松ヶ丘4-1-4
町地域包括支援センター ☎ 296-7700 FAX 298-0077

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が発行されました

令和2年1月から令和2年12月までに納められた国民年金保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。

控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要になります。そのため、令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金

保険料を納付された方には、11月上旬～中旬にかけて日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されました。お手元に届いた証明書は大切に保管してください。

万が一、証明書を紛失してしまった場合は再交付が可能ですので、お近くの年金事務所へお問合せください。

■問合せ 川越年金事務所 ☎ 049-242-2657



就学援助制度についてのご案内

就学援助制度とは、町立小中学校に通うお子さまのご家庭が、経済的な理由で就学が困難な場合に、給食費や学用品の購入費等を援助する制度です。

■申請方法 教育委員会事務局窓口（役場3階）でお申し込みください。（印鑑をお持ちください。）

■申請受付期間 令和3年2月から随時受付

※就学援助の申請は毎年必要です。

※認定の可否は、課税額が確定する令和3年6月以降に教育委員会の審査により決定します。

※認定審査の際に、確認資料として同一住所に居住するすべての方の収入・所得を確認します。税申告が済んでいない方は、収入の有無を問わず、申告を済ませた上でお申し込みください。

■問合せ 教育委員会事務局 総務・学校教育担当 ☎ 296-1227

令和3年度鳩山中学校へ入学される方へ
新入学用品費の入学前支給を行っています

令和3年度に鳩山中学校へ入学予定の児童がいるご家庭で、経済的な理由で学用品費等の支払いが困難である場合は、就学援助費のうち新入学用品費を入学前に支給します。

■申請方法 教育委員会事務局窓口（役場3階）でお申し込みください。（印鑑、源泉徴収票などをお持ちください。）

■申請受付期間 令和3年1月4日（月）～29日（金）（予定）

■支給日 令和3年2月末（予定）

※令和3年6月以降に行う教育委員会での審査で、否認定になった場合は、お支払いした新入学用品費を返還していただくこととなります。



SAITAMA 出会いサポートセンター （恋たま）会員募集



SAITAMA出会いサポートセンターは、結婚を希望される独身男女の方に、出会いから交際、結婚までを相談員と結婚支援システム（マッチングシステム）によりサポートしています。

町は平成31年4月から同センターの運営協議会の会員となりました。鳩山町にお住まいの方は、会員価格で登録できますので、ぜひ、ご利用ください

■利用登録料 町内在住者は、利用登録料1万1,000円（税込）、登録期間は2年間です。

※お住まいの市町村やお勤め先の企業が会員ではない場合、1万6,000円。

■設置場所 さいたま市（浦和区）、本庄市、坂戸市の3か所

■サービス内容 スマートフォンでの希望条件検索・見合い申込、AIによる相性の良い相手の紹介、相談員による個別相談、婚活イベント・セミナーの情報配信など

■問合せ SAITAMA出会いサポートセンター ☎ 048-789-7721

申請期間は
令和3年2月
28日まで

ひとり親世帯臨時特別給付金 （国 第2次補正分）のお知らせ



新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯の心身に大きな困難が生じていることを踏まえ、県から給付金を支給します。支給には「基本給付」と「追加給付」があり、申請が必要です。

◆対象者と支給額について

①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けた方

【基本給付】

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を8月11日に支給済みです。

【追加給付】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少している方

■金額 1世帯5万円

②公的年金等を受給しているため児童扶養手当の支給を受けられない方

令和2年6月分児童扶養手当の支給要件に該当するが全額停止となっている方や、公的年金等を受給している児童扶養手当の申請をしていないひとり親世帯の方が対象となります。

※平成30年1月～12月の収入や所得額について支給要件があります。

【基本給付】

■金額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を支給

【追加給付】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少している方

■金額 1世帯5万円



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の 振込詐欺等にご注意ください！

ひとり親世帯臨時特別給付金の支給に関して、役員職員等が「ATMの操作をお願いすること」「手数料の振込みを求めること」は絶対にありません。また「ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうこと」は絶対にできません。不審な電話等がありましたら、警察相談専用電話（#9110）にご相談ください。

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が大きく減少している、児童扶養手当の申請をしていないひとり親世帯（※）の方

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっているひとり親世帯の方が対象となります。

（※）児童扶養手当法第4条に定める支給要件を満たし、18歳になった年の年度末までの児童、もしくはは一定の障がいのある20歳未満の児童を養育する方に限ります。また令和2年2月以降の収入等について支給要件があります。

■金額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を支給

◆申請方法と支給日について

（②、③に該当する方及び①の追加給付を希望する方）

■提出方法 役場町民健康課へ持参または郵送

■申請期間 令和3年2月28日（日）まで

■申請に必要なもの

【基本給付分】・申請書

・本人確認書類（免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート等）の写し

・受取口座を確認できる書類（通帳、キャッシュカードなど）の写し

・児童扶養手当の支給要件を確認できる書類（申請者及び児童の戸籍謄本等）※児童扶養手当の申請をしている方や現況届提出の対象となっている方は不要です。

・簡易な収入（所得）額の申立書

・収入額や所得額がわかるもの（給与明細、年金振込通知書、個人事業の帳簿等）の写し

【追加給付分】・申請書

■申請書について

①の児童扶養手当資格者の方へは、8月の現況届のお知らせに同封しています。また、ダウンロードしてお使いいただけるように町ホームページに掲載しています。なお窓口での相談や申請の際、確認等で時間がかかる場合があります。

■支給日について 申請書は埼玉県で審査し、支給の手続きをします。申請書提出から支給まで約1カ月程度時間がかかります。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891